

【参考資料】議案関係法令

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○ 多賀城市教育委員会事務委任規則（昭和56年多賀城市規則第6号）

（委任）

第2条 教育委員会に次に掲げる事務を委任する。

- (1) 多賀城市公民館条例（昭和52年多賀城市条例第9号）第9条の規定による使用料の減免に関する事務及び別表の設備器具（冷暖房を含む。）に係る使用料の額を定める事務
- (2)～(8) 略

○ 多賀城市公民館管理規則（昭和52年多賀城市教育委員会規則第2号）

（施設器具等使用料）

第9条 略

2 条例別表備考5の市長が定める額は、別表第2のとおりとする。

別表第2（第9条関係）

区分		冷房使用料 (1時間当たり)	暖房使用料 (1時間当たり)
中央公民館	第1会議室	150円	150円
	第2会議室	150円	150円
	第3会議室	150円	150円
	第4会議室	300円	300円
	第5会議室	150円	150円
	第1和室	150円	150円
	第2和室	150円	150円
	第3和室	150円	150円
	茶室	150円	150円
	料理実習室	300円	300円
	創作室	350円	700円
	児童創作室	150円	200円
	会議室	300円	300円